

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例をここに公布する。

大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第四条)
- 第二章 産業廃棄物処理施設等の設置等(第五条—第十一条)
- 第三章 県外産業廃棄物の搬入(第十二条—第十八条)
- 第四章 産業廃棄物の不適正な処理の防止(第十九条—第二十一条)
- 第五章 大分県産業廃棄物審査会(第二十二条・第二十三条)
- 第六章 雑則(第二十四条—第二十七条)
- 第七章 罰則(第二十八条)

附則  
第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、産業廃棄物の不適正な処理が地域の環境に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、産業廃棄物処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前の手續その他の必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって現在及び将来の県民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 県外産業廃棄物 県外において生じた産業廃棄物をいう。
- 三 産業廃棄物処理業者 法第十四条第一項若しくは第六項の規定による産業廃棄物処理業の許可を受けた者、法第十四条の四第一項若しくは第六項の規定による特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者又は法第十二条第五項若しくは第十二条の二第五項の規定による環境省令で定める産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の運搬若しくは処分を委託できる者をいう。
- 四 県外排出事業者 その事業活動に伴い県外において産業廃棄物を生ずる事業者(法第十二条第五項に規定する中間処理業者を含む。)をいう。
- 五 産業廃棄物処理施設 法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設をいう。
- 六 許可対象外施設 産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物の処理施設をいう。
- 七 産業廃棄物処理施設等 産業廃棄物処理施設及び許可対象外施設をいう。

(平二三条例一一・一部改正)

(県等の責務)

第三条 県は、市町村、事業者、産業廃棄物処理業者及び県民の協力を得て、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し必要な施策を実施するものとする。

- 2 市町村は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力するものとする。
- 3 事業者は、その事業活動に伴い生じた産業廃棄物の排出の抑制及び循環的な利用に努め、その適正な処理を行い、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力しなければならない。
- 4 産業廃棄物処理業者は、県民の生活環境の保全に配慮して産業廃棄物の適正な処理を行い、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力しなければならない。
- 5 県民は、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進に関し県が実施する施策に協力しなければならない。

(産業廃棄物の県内処理の原則)

第四条 事業者は、その事業活動に伴い県内において生じた産業廃棄物を県内において適正に処理するよう努めなければならない。

- 2 県は、前項の規定による処理が円滑に行われるよう、産業廃棄物処理施設等の整備の促進その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 産業廃棄物処理施設等の設置等

(産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議)

第五条 法第十五条第一項又は第十五条の二の六第一項の許可を受けようとする者(以下「許可申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による協議があったときは、その旨を当該産業廃棄物処理施設の設置又は変更(以下「設置等」という。)に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長(以下「関係市町村長」という。)に通知し、土地

利用の規制等についての意見を聴かなければならない。

- 3 知事は、[第一項](#)の規定による協議があった場合において、規則で定めるところによりその内容を審査し、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認めるとき及び関係法令の手續が必要であると認めるときは、許可申請予定者に対し、協議内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを指導することができる。
- 4 知事は、[第一項](#)の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、大分県産業廃棄物審査会の意見を聴くものとする。

(平二三条例一一・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置等に関する説明会の開催)

- 第六条 許可申請予定者は、[前条第一項](#)の規定による協議をしたときは、当該産業廃棄物処理施設の設置等に関し利害関係を有すると知事が認める者(以下「関係住民」という。)に対し、当該産業廃棄物処理施設の設置等に関する説明会を開催しなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 許可申請予定者は、[前項](#)の説明会を開催しようとするときは、あらかじめ、その日時、場所その他規則で定める事項を記載した説明会開催計画書を知事に提出しなければならない。
  - 3 知事は、[前項](#)の規定により説明会開催計画書の提出があった場合において、適当と認めるときは、その内容を関係市町村長に通知するものとする。
  - 4 [前項](#)の場合において、許可申請予定者は、関係住民に対し、当該説明会の開催について周知を図るものとする。
  - 5 許可申請予定者は、[第一項](#)の説明会を開催したときは、関係住民の意見の概要、当該意見に対し講じた措置その他規則で定める事項を知事及び関係市町村長に報告しなければならない。
  - 6 関係市町村長は、[前項](#)の規定による報告を受けた日から二週間以内に、知事に対し、当該産業廃棄物処理施設(法第十五条第四項に規定する政令で定めるものを除く。[次項](#)において同じ。)の設置等に関し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
  - 7 関係住民は、[第一項](#)の説明会終了後二週間以内に、知事に対し、当該産業廃棄物処理施設の設置等に関し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議の結果通知)

- 第七条 知事は、[第五条第一項](#)の規定による協議に係る産業廃棄物処理施設の設置等の適否の審査を終了したときは、その結果を許可申請予定者及び関係市町村長に通知するものとする。

(生活環境の保全に関する協定の締結)

- 第八条 関係市町村長及び関係住民は、[第五条第一項](#)の規定による協議に係る産業廃棄物処理施設の維持管理について、相互の理解と信頼を深めるため、許可申請予定者に対し、次に掲げる事項を内容とする生活環境の保全に関する協定の締結を求めることができる。

- 一 関係市町村長及び関係住民による当該産業廃棄物処理施設への立入りに関する事項
- 二 関係市町村長及び関係住民に対する災害及び事故発生時の緊急連絡に関する事項
- 三 災害及び事故による損害を賠償する保険等に関する事項
- 四 その他規則で定める事項

- 2 許可申請予定者は、関係市町村長及び関係住民から[前項](#)の規定による協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに対応しなければならない。
- 3 許可申請予定者は、[第一項](#)の協定を締結したときは、速やかに、その写しを知事に提出するものとする。

(許可対象外施設の設置に係る事前協議)

- 第九条 許可対象外施設(事業者が、自らその産業廃棄物の処分を行うために設置するものを除く。[第十一条](#)において同じ。)を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

- 2 [第五条第二項](#)から[前条](#)までの規定は、[前項](#)の規定による協議について準用する。

(産業廃棄物処理施設等の譲受け等に係る事前協議)

- 第十条 産業廃棄物処理施設等(許可対象外施設のうち、事業者が、自らその産業廃棄物の処分を行うために譲り受け、又は借り受けるものを除く。[次条](#)において同じ。)を譲り受け、又は借り受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。

- 2 [第五条第二項](#)から[第八条](#)までの規定は、[前項](#)の規定による協議について準用する。

(勧告)

- 第十一条 知事は、許可申請予定者、許可対象外施設を設置しようとする者及び産業廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受けようとする者が、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、協議の実施、説明会の開催その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 [第五条第一項](#)、[第九条第一項](#)及び[前条第一項](#)の規定による協議をしないとき。
- 二 [第五条第三項](#)([第九条第二項](#)及び[前条第二項](#)において準用する場合を含む。)の規定による指導に従わないとき。
- 三 [第六条第一項](#)([第九条第二項](#)及び[前条第二項](#)において準用する場合を含む。)に規定する説明会を開催しないとき。

### 第三章 県外産業廃棄物の搬入

(県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議)

第十二条 県外排出事業者は、県外産業廃棄物を県内で処分するために搬入しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。当該協議の内容の変更をしようとするときも同様とする。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、規則で定めるところによりその内容を審査し、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認めるときは、県外排出事業者に対し、搬入の中止又は搬入しようとする県外産業廃棄物の数量若しくは搬入期間の変更その他必要な措置を講ずべきことを指導することができる。

3 知事は、第一項の規定による協議を受けた日から三十日以内に、審査の結果を県外排出事業者に通知するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

4 知事は、第一項の規定による協議が成立したときは、当該協議の内容を当該県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処分を行おうとする産業廃棄物処分業者(法第十四条第六項の規定による産業廃棄物処分の許可を受けた者、法第十四条の四第六項の規定による特別管理産業廃棄物処分の許可を受けた者又は法第十二条第五項若しくは第十二条の二第五項の規定による環境省令で定める産業廃棄物若しくは特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者をいう。以下同じ。)に通知するものとする。

(平二三条例一一・一部改正)

(県外産業廃棄物の搬入に係る協定の締結)

第十三条 知事は、前条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者と、規則で定めるところにより、当該協議の内容の遵守、環境保全協力金の納入その他必要な事項について協定を締結することができる。

2 前項の環境保全協力金は、産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策に要する費用に充てるものとする。

(県外産業廃棄物の搬入に係る協議内容の遵守)

第十四条 第十二条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者は、当該協議の内容を遵守し、当該県外産業廃棄物を処理しなければならない。

2 県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処分業者は、第十二条第四項の規定による通知の内容を確認し、これに従って県外産業廃棄物を処分しなければならない。

(県外産業廃棄物の搬入に係る報告)

第十五条 第十二条第一項の規定による協議が成立した県外排出事業者は、規則で定めるところにより、県外産業廃棄物の搬入状況を知事に報告しなければならない。

(協議等の状況の公表)

第十六条 知事は、規則で定めるところにより、第十二条第一項の規定による協議、第十三条第一項の規定による協定の締結及び前条の規定による報告の状況を公表するものとする。

(情報の提供)

第十七条 県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処分業者は、関係書類の閲覧、産業廃棄物処理施設等への立入り等当該県外産業廃棄物の処分に関し利害関係を有する者への情報の提供のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(勧告)

第十八条 知事は、県外排出事業者又は県外排出事業者から委託を受けて県外産業廃棄物の処分を行う産業廃棄物処分業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、県外産業廃棄物の搬入の中止、搬入方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第十二条第一項の規定による協議をせずに搬入したとき。

二 第十二条第二項の規定による指導に従わないとき。

三 第十四条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

### 第四章 産業廃棄物の不適正な処理の防止

(土地の適正な管理)

第十九条 土地を所有し、管理し、又は占有する者(以下「土地所有者等」という。)は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう、その適正な管理に努めるものとする。

2 土地所有者等は、その所有し、管理し、又は占有する土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに、その旨を知事に通報しなければならない。

3 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関し県が実施する施策に協力するものとする。

(産業廃棄物の保管の届出)

第二十条 事業者は、その事業活動に伴い生じた産業廃棄物を、当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所(県内に限る。)において自ら保管しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。産業廃棄物の保管を廃止したときも同様とする。

(処理試験の届出)

- 第二十一条 産業廃棄物の処理に関する試験(以下「処理試験」という。)を実施しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があった場合において、規則で定めるところによりその内容を審査し、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあると認めるときは、処理試験の中止又は処理試験の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指導することができる。
  - 3 知事は、処理試験を実施しようとする者が、第一項の規定による届出をしないとき又は前項の規定による指導に従わないときは、処理試験の中止又は処理試験の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 第五章 大分県産業廃棄物審査会 (大分県産業廃棄物審査会)

- 第二十二条 次に掲げる事務を行うため、大分県産業廃棄物審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 一 法第十五条の二第三項(法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。)の規定により意見を求められた事項に関し調査審議し、知事に意見を述べること。
  - 二 第五条第四項(第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定により意見を求められた事項に関し調査審議し、知事に意見を述べること。
  - 三 前二号に定めるもののほか、産業廃棄物処理施設等の設置等に関し、知事の諮問に応じて答申すること。
  - 四 その他産業廃棄物の適正な処理の推進に関する施策について、知事の諮問に応じて答申すること。
- (平二三条例一・一部改正)

#### (組織及び委員)

- 第二十三条 審査会は、知事が委嘱する委員十人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 委員は、再任されることができる。
  - 4 前三項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第六章 雑則 (立入検査等)

- 第二十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、産業廃棄物処理業者その他規則で定める者に対し、産業廃棄物処理施設等の設置等、産業廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは処理試験の実施に関し、必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の土地、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物を無償で収去させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (勧告の公表)

- 第二十五条 知事は、第十一条、第十八条及び第二十一条第三項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- (適用除外)

- 第二十六条 第二章、第四章及び第五章の規定は、大分市の区域には適用しない。
- (規則への委任)

- 第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- #### 第七章 罰則

- 第二十八条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の過料に処する。

#### 附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成十八年四月一日から施行する。
- (準備行為)
- 2 第三章に規定する県外産業廃棄物の搬入に係る協議その他の必要な行為は、同章の規定の施行前においても行うことができる。
- (経過措置)
- 3 この条例の施行前に、大分県産業廃棄物処理施設設置等指導要綱(平成七年大分県告示第千百五十五号)の規定によりなされた協議その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた協議その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に事業者が、その事業活動に伴い生じた産業廃棄物を、当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所(県内に限る。)において自ら保管しているときは、第二十条第一項に規定する事業者が、その事業活動に伴い生じた産業廃棄物を、当該産業廃棄物の生じた場所以外の場所(県内に限る。)において自ら保管しようとするときとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「あらかじめ」とあるのは、「平成十七年十月三十一日までに」とする。
- 5 この条例の施行の際現に処理試験を実施している者は、第二十一条第一項に規定する処理試験を実施しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、「あらかじめ」とあるのは、「平成十七年十月三十一日までに」とする。

附 則(平成二三年条例第一一号)

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。